

## ～医療的ケアが必要なお子さまの受入について～

医療的ケアを必要とするお子さまが、安全で安心して保育所での生活を送ることができるよう、台東区の区立保育所等では保護者の皆様のご理解とご協力をいただき、医療的ケア等を安全かつ適切に実施いたします。

### \*保育所等における医療的ケアとは

区立保育所等では、経管栄養や痰の吸引などの日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケア」としています。

保護者・区・園・主治医・  
看護師が連携、協力しながら  
進めていくことが必要です。

### \*対象となるお子さま

- 該当年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えている
- 受け入れ可能な保育所等に入園できる
- 主治医により集団保育が可能であると認められている
- 家庭での生活において状態が安定している



### \*入園までの流れ

- ① 事前相談 ※下記の「お問い合わせ先」へご連絡ください。
- ② 入園申し込み・必要書類の提出(主治医の意見書等)
- ③ 面談及び家庭訪問
- ④ 保育審査会
- ⑤ 内定及び支援体制の準備・調整
- ⑥ 受け入れ保育所等での面接・健康診断
- ⑦ 入園・慣らし保育

#### 「お問い合わせ先」

台東区役所 児童保育課 保育相談係 TEL: 03-5246-1234